

# きゅうゆうせいほごほう ほうこくしょ 旧優生保護法についての報告書

ほうこくしょ つぎ ないよう か  
この報告書には、次のような内容が書いてあります。

これらについて、3ページから しくわ か  
詳しく書きます。

## ねん ○1996年まで

きゅうゆうせいほごほう ほうりつ  
旧優生保護法という法律がありました。

ほうりつ  
この法律では、  
びょうき しょうがい ひと こ  
病気や障害のある人たちに子どもができないように  
しゅじゅつ みと  
手術することを認めていました。

じっさい ひと  
○実際に、たくさんの方が  
じぶん きも き  
自分の気持ちを聞かれることなく  
しゅじゅつ  
手術されました。

ほうりつ  
○この法律は、  
びょうき しょうがい こ う ふせ  
「病気や障害のある子どもが生まれるのを防ぐ」  
かんが  
という考えでつくられたものです。

○その後、2019年に、

手術などを受けた人にお金（320万円）を渡す法律が  
できました。

そして、同じ間違いを二度と繰り返さないよう、  
旧優生保護法のことを調べることになりました。

○日本のほかに、いくつかの国や地域にも

旧優生保護法と同じような法律があって、  
子どもができなくなる手術をしていました。

きゅうゆうせいほごほう  
<旧優生保護法とは？>

きゅうゆうせいほごほう  
▼旧優生保護法は、

1948<sup>ねん</sup>年から 1996<sup>ねん</sup>年まで あった<sup>ほうりつ</sup>法律です。

いま<sup>ほうりつ</sup> はない法律なので、「旧」をつけて<sup>よ</sup>呼びます。

<sup>ほうりつ</sup>  
この法律は、

びょうき<sup>しょうがい</sup> <sup>こ</sup>  
病気や障害のある子どもが  
<sup>う</sup>  
生まれないようにすることを

<sup>もくてき</sup>  
目的としていました。

<sup>ほうりつ</sup>  
▼この法律では、

びょうき<sup>しょうがい</sup> <sup>ひと</sup> <sup>こ</sup>  
病気や障害のある人たちに 子どもができないように  
<sup>しゅじゅつ</sup> <sup>みと</sup>  
手術することを認めていました。

おや<sup>びょうき</sup> <sup>しょうがい</sup> <sup>げんいん</sup>  
親の病気や障害が原因で

びょうき<sup>しょうがい</sup> <sup>こ</sup> <sup>う</sup>  
病気や障害のある子どもが生まれるのを

<sup>ふせ</sup> <sup>かんが</sup>  
防ごうと 考えたからです。

<sup>こ</sup> <sup>しゅじゅつ</sup>  
子どもができないようにする手術は、

およそ2万5000<sup>まん</sup> <sup>けん</sup>件 おこなわれました。

## ＜この報告書をまとめた理由＞

### ▼旧優生保護法で、

たくさんの方が自分の気持ちを聞かれることなく  
子どもができなくなる手術などを受け、  
からだや心に大きな苦しみや痛みを受けました。

### ▼2019年に

「旧優生保護法一時金支給法」という法律ができました。

この法律には、

たくさんの方が  
からだや心に大きな苦しみや痛みを受けたことについて  
反省しおわびすると書いてあります。

また、この法律には、

すべての国民が共生する社会に向けて努力することと、  
国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることが  
書いてあります。

また、この法律では

子どもができなくなる手術などを受けた人に  
お金を渡すことを決めています。

▼この法律<sup>ほ우리つ</sup>で、国<sup>くに</sup>は、

旧優生保護法<sup>きゆうゆうせいほごほう</sup>が どのようにして できたのか、

手術<sup>しゅじゅつ</sup>が どのくらい、どのようにして おこなわれてきたのか

などを 調べ<sup>しら</sup>ることになりました。

病気<sup>びょうき</sup>や障害<sup>しょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>に 子ども<sup>こ</sup>をつくらせない

といったことが

二度<sup>にど</sup>と 起<sup>お</sup>こらないようにするためです。

調べ<sup>しら</sup>た結果<sup>けっか</sup>を まとめたものが この報告書<sup>ほうこくしょ</sup>です。

## ＜報告書<sup>ほうこくしょ</sup>の内容<sup>ないよう</sup>＞

▼この報告書<sup>ほうこくしょ</sup>には、

大きく分けて3つの内容<sup>ないよう</sup>が 書<sup>か</sup>いてあります。

### 第1編<sup>だい ぺん</sup>

「旧優生保護法<sup>きゆうゆうせいほごほう</sup>が どのようにして できたのか」

だい へん  
第2編

こ しゅじゅつ  
「子どもができなくなる手術は

どのくらい、どのようにして おこなわれてきたのか」

だい べん  
第3編

がいこく おな しゅじゅつ  
「外国では 同じような手術が おこなわれたか」

だい べん きゅうゆうせいほごほう  
第1編 旧優生保護法が どのようにして できたのか

きゅうゆうせいほごほう  
＜旧優生保護法が できるまで＞

いま ねんまえ たいしょうじだい  
▼今から およそ100年前の 大正時代から、  
びょうき しょうがい ひと  
病気や障害のある人が  
こ  
子どもを つくれないようにすること について、  
くに はな あ  
国で 話し合われるようになりしました。

ご ねん  
▼その後、1934年に  
みんぞくゆうせいほごほうあん ほうりつ あん て  
「民族優生保護法案」という法律の案が 出ました。  
これは あん お ほうりつ  
案で終わり、法律には なりませんでした。

くに やくしょ ゆうせいか  
▼しかし、国は 役所に「優生課」をつくり、  
びょうき しょうがい こ う あん  
病気や障害のある子どもが 生まれなかったための案を  
かんが  
考えました。

ねん こくみんゆうせいほう  
1940年には 「国民優生法」ができました。

ほうりつ ねん  
この法律で、1947年までに  
こ しゅじゅつ  
子どもができないようにする手術が  
およそ 540件 けん  
おこなわれました。

この法律では 病気や障害のある人たちに  
本人の気持ちを聞くことなく手術することも認めていました。

ただし、実際には  
本人の気持ちを聞くことなく手術することは  
ありませんでした。

▼そして 1948年に

「優生保護法」ができました。

優生保護法でも 病気や障害のある人たちに  
本人の気持ちを聞くことなく手術することを認めました。

このときの国会で、そのことに反対する意見は  
で  
出なかったようです。

<旧優生保護法の改正（内容を変えること）>

▼1948年に 旧優生保護法ができたときに

手術の対象になっていたのは、

遺伝する病気や身体障害のある人でした。

病気や障害が遺伝するというのは、

親の病気や障害が子どもに移ることです。



1952<sup>ねん</sup>年には、

いでん  
遺伝しなくても、

せいしんしょうがい ひと ちてきしょうがい ひと  
精神障害のある人や 知的障害のある人も

しゅじゅつ たいしょう  
手術の対象になりました。

たいしょう ひろ  
対象を広げることについて、

こっかい はな あ  
国会で 話し合いはされませんでした。

そのあとも なんかい  
何回か

ほうりつ ないよう か  
法律の内容が 変わっていきました。

しかし、

びょうき しょうがい こ う  
病気や障害のある子どもが 生まれないようにする

もくてき か  
という目的は 変わらないままでした。

びょうき しょうがい ひと こ  
病気や障害のある人たちに 子どもができないように

しゅじゅつ  
手術してよいということも、

か  
変わりませんでした。

きゅうゆうせいほごほう      ぼたいほごほう  
＜旧優生保護法から 母体保護法へ＞

▼1994年、エジプトで開かれた国際会議で  
きゅうゆうせいほごほう      ないよう      もんだい  
旧優生保護法の内容には 問題があるという  
いけん      で  
意見が 出ました。

そのことが きっかけとなって、  
くに      きゅうゆうせいほごほう      ないよう      かんが      なお  
国は 旧優生保護法の内容を 考え直しはじめました。

1996年、旧優生保護法から  
びょうき      しょうがい      こ      う  
病気や障害のある子どもが 生まれないようにする  
もくてき  
という目的が なくなりました。  
びょうき      しょうがい      ひと      こ  
病気や障害のある人たちに 子どもができないように  
しゅじゅつ      き  
手術してよいという決まりも なくなりました。

ほうりつ      なまえ      ぼたいほごほう      か  
法律の名前は 「母体保護法」 に変わりました。

しゅじゅつ う ひと かね わた ほうりつ  
<手術を受けた人たちに お金を渡す法律が できるまで>

▼2018年、

こ どもができないように 無理やり手術された女性が  
くに うった  
国を 訴えました。

ご ほかにも たくさんの人が くに うった  
その後、ほかにも たくさんの人が 国を 訴えました。

▼そのことが きっかけとなって、

こ どもができなくなる手術をされた人たちに

かね わた ほうりつ  
お金を渡す法律を

こっかいぎいん かんが  
国会議員たちが 考えはじめました。

そして 2019年に

かね わた き ほうりつ  
お金を渡すことを決めた法律

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう  
「旧優生保護法一時金支給法」が できました。

ゆうせい かんが かた  
＜優生の考え方について、  
がっこう きょうかしよ おし  
学校の教科書でどのように教えていたか＞

ねん ねん  
▼1944年と1946年の  
ちゅうがっこう せいぶつ きょうかしよ  
中学校「生物」の教科書には、  
つぎ か  
次のように書いてありました。

せいしんしょうがい ちてきしょうがい こ うつ  
・精神障害や知的障害などは子どもに移るし、  
よ なか めいわく くに めんどう ふ  
それで世の中の迷惑になったり 国の面倒が増える。  
おな しょうがい こ う  
同じ障害のある子どもが生まれないようにすることを  
くに かんが ひつよう  
国は考える必要がある。

ねん こうこう ほけんたいいく きょうかしよ  
▼1975年の高校「保健体育」の教科書には、  
つぎ か  
次のように書いてありました。

びょうき しょうがい こ う  
・病気や障害のある子どもが生まれないようにすることを  
ゆうせい  
「優生」という。  
くに ゆうせい かんが かた たいせつ  
・国は「優生」の考え方を大切にして、  
ねん ゆうせいほごほう  
1948年に優生保護法をつくった。

▼1982<sup>ねん</sup>年からは<sup>こうこう</sup>高校「<sup>ほけんたいいく</sup>保健体育」で

「<sup>ゆうせい</sup>優生」のことを<sup>おし</sup>教えないようになりました。

<sup>きょうかしょ</sup>教科書では、<sup>きゅうゆうせいほごほう</sup>旧優生保護法の<sup>わる</sup>悪いところも  
<sup>か</sup>書くようになりました。

だい へん こ しゅじゅつ  
第2編 子どもができなくなる手術は

どのくらい、どのようにして おこなわれてきたのか

くに しりょう  
<国の資料から わかったこと>

こうせいろうどうしょう くに やくしょ しら けっか  
▼厚生労働省という国の役所が調べた結果、  
こ しゅじゅつ  
子どもができなくなる手術は  
ごうけい まん けん  
合計で 2万4993件 おこなわれたことが  
わかっています。

しゅじゅつ ひと  
手術された人のうち、  
におよ 4 にん にん じよせい  
およそ4人に3人が女性、  
におよ 4 にん ひとり だんせい  
およそ4人に1人が男性でした。

おお とし ねん  
いちばん多く おこなわれた年は、1955年でした。  
おお ちいき ほっかいどう  
いちばん多く おこなわれた地域は、北海道でした。  
すく とっとりけん  
いちばん少なかったのは、鳥取県でした。

きゅうゆうせいほごほう くに やくしよ  
▼旧優生保護法について、国の役所は  
ねん つぎ いけん だ  
1949年に 次のような意見を 出していました。

びょうき しょうがい ひと しゅじゅつ  
・病気や障害のある人に 手術をさせるのに  
ひつよう ばあい  
どうしても 必要な場合は、  
からだ うご  
体を しばったりして 動けなくすること  
ますい ねむ  
麻酔をして 眠らせること  
しゅじゅつ い  
ほかの手術をするなどと言って だますこと  
を してもよい。

ほんにん きも き しゅじゅつ  
・このように 本人の気持ちを聞かずに 手術することは、  
しんちょう てつづ  
慎重な手続きをして おこなわれ、  
こ う そだ けんり  
子どもを産んで育てる権利についても  
じゅうぶん かんが  
十分に 考えている。  
くに き はん  
そのため、国の決まりに反することではない。

とどうふけん しちょうそん しりょう  
<都道府県や市町村の資料から わかったこと>

とどうふけん しりょう  
▼都道府県などの資料では、

こ しゅじゅつ りゆう  
子どもができなくなる手術をした理由として

つき ばあい  
次のような場合がありました。

- おり  
・無理やり セックスをさせられて 妊娠するかもしれないから
- こ かね  
・もう 子どもがたくさんいたり、お金が なかったりして
- こ そだ おも  
子どもができても 育てられないと 思うから
- かぞく しゅじゅつ い  
・家族が 手術してほしいと 言ったから
- しゅじゅつ しせつ はい い  
・手術をしないと 施設に入れないと 言われたから

とどうふけん ゆうせいほ ごしんさかい  
▼都道府県の優生保護審査会は、

ひと  
「この人に

こ しゅじゅつ  
子どもができなくなる手術を させていいかどうか」を

はんだん あつ  
判断するための 集まりで、

はな あ  
いろいろな話し合いが おこなわれていました。

はな あ  
しかし、しっかりと 話し合いをしないで

はんだん ばあい  
判断している場合も ありました。



たとえば、

けっせき ひと おお  
欠席している人が 多かたり、

はな あ しょうい まわ  
話し合ではなく 書類を回すだけだたり

ということが ありました。

こ しゅじゅつ なか  
▼子どもができなくなる 手術の中には、

きゅうゆうせいほごほう いはん  
旧優生保護法に違反しているものも ありました。

つぎ ばあい  
たとえば、次のような場合が ありました。

ほうりつ か かた しゅじゅつ  
・法律に書いていない やり方で 手術をした

しゅじゅつ き まえ しゅじゅつ  
・手術していかどうか 決まる前に 手術をした

とどうふけん  
▼いくつかの都道府県では

しゅじゅつ かね だ  
手術のお金を いくらか出すなど、

びょうき しょうがい ひと こ  
病気や障害のある人に 子どもをつくらせないことが

すす  
どんどん 進むようにしていました。

びょういん ふくししせつ ちょうさ  
< 病院や福祉施設の調査から わかったこと >

こ  
▼子どもができなくなる手術を  
ふくししせつ すす ばあい かぞく のぞ ばあい  
福祉施設が 勧めた場合や、家族が 望んでいた場合も

ありました。

なか じょせい せいり と  
▼中には、女性の生理を 止めるために  
せいき いちぶ と だ しゅじゅつ ばあい  
性器の一部を取り出す手術をした場合も

ありました。

せいき いちぶ と だ しゅじゅつ  
性器の一部を取り出す手術は、  
きゅうゆうせいほごほう みと しゅじゅつ  
旧優生保護法で認められていない手術です。

びょう びょうき ひと はい  
▼ハンセン病 という病気にかかった人が入っている、  
びょうりょうようじょ しせつ  
「ハンセン病療養所」という施設があります。

ひと けっこん  
そこにいる人は、結婚するときには  
しゅじゅつ う  
手術を受けなければならないことが

あったといえます。

しゅじゅつ う ひと ちょうさ  
<手術を受けた人の調査から わかったこと>

こんかい くに ちょうさ  
▼今回、国がおこなったアンケート調査に  
にん こた  
40人が 答えました。

にん  
40人のうち、  
こ  
子どもができなくなる手術だとは  
き ひと にん  
聞いていなかった人が 27人 いました。

こ しゅじゅつ う りゆう  
子どもができなくなる手術を受けた理由には、  
つき  
次のようなものがありました。

- かぞく しゅじゅつ い  
・家族が手術してほしいと言った
- けっこん しゅじゅつ い  
・結婚するなら手術をなさいと言われた
- びょうき しゅじゅつ  
・病気をなおすための手術だと だまされた

しょうがいしゃ しえん だんたい ひとびと たい  
▼このほか、障害者を支援する団体の人々などに対して  
ちょうさ  
調査をおこないました。

だい べん がいこく おな しゅじゅつ  
第3編 外国では 同じような手術が おこなわれたか

▼1900年<sup>ねん</sup>ごろから、世界<sup>せかい</sup>のいろいろな国<sup>くに</sup>で  
こ どもができなくなる手術<sup>しゅじゅつ</sup>が おこなわれてきました。

▼アメリカの いくつか<sup>ちいき</sup>の地域<sup>ちいき</sup>では、  
ほうりつ  
法律<sup>ほうりつ</sup>をつくって  
こ どもができなくなる手術<sup>しゅじゅつ</sup>を 認め<sup>みと</sup>ていました。

2000年代<sup>ねんだい</sup>に入<sup>はい</sup>ってから、  
しゅじゅつ う ひと かね わた ちいき  
手術<sup>しゅじゅつ</sup>を受けた人<sup>ひと</sup>にお金<sup>かね</sup>を渡<sup>わた</sup>す地域<sup>ちいき</sup>も  
で  
出てきました。

▼ドイツでは 1933年<sup>ねん</sup>に 法律<sup>ほうりつ</sup>ができて、  
こ どもができなくなる手術<sup>しゅじゅつ</sup>を 認め<sup>みと</sup>ていました。  
ほんにん き も き しゅじゅつ  
本人<sup>ほんにん</sup>の気持ち<sup>きもち</sup>を聞<sup>き</sup>くことなく 手術<sup>しゅじゅつ</sup>することは  
1945年<sup>ねん</sup>に なくなりました。

1980年<sup>ねん</sup>から、  
しゅじゅつ う ひと かね わた  
手術<sup>しゅじゅつ</sup>を受けた人<sup>ひと</sup>にお金<sup>かね</sup>を 渡<sup>わた</sup>しています。

▼スウェーデンでも 1934年に法律ができて、  
子どもができなくなる手術を認めていました。

1975年に法律が変わって、  
本人の気持ちを聞くことなく手術することは  
なくなりました。

1999年から、  
手術を受けた人にお金を渡しています。

▼このほか、  
スイスのヴォー州という地域や  
カナダのいくつかの地域でも、  
子どもができなくなる手術を認める法律が  
ありました。

イギリスでも  
子どもができなくなる手術を認める法律の案が出ていました。  
これは案で終わり、法律にはなりませんでした。

この報告書はここまでです。